



水田での需要に応じた生産を支援します (国・県設定の助成制度)

主食用米の需要量は、コロナ禍の影響も加わり年々減少し、

令和5年産米も厳しい需給環境が懸念されます

安定した所得確保のため、助成制度等を活用し、主食用米から需要の見込まれる品目への転換に取り組みましょう！

令和5年度水田活用の直接支払交付金の変更点

産地交付金 (県設定分)

変更

新規需要米生産性向上等の取組への加算

取組数に応じて金額が変わります※

コスト低減や作業の効率化等に取り組むこと 対象作物：飼料用米、米粉用米、WCS用稲、輸出用米

交付単価 2つ以上 **5,000円以内/10a** 1つの場合 **2,000円以内/10a**

※コメ新市場開拓等促進事業における新市場開拓用米・米粉用米の採択分の面積は支援の対象外となります。
※取組メニューの内容については、地域農業再生協議会にお問い合わせください。

要件緩和

園芸作物等転換加算

交付単価 **25,000円以内/10a**

対象者 (認定農業者・認定新規就農者・集落営農) の要件を撤廃

経営体ごとにみて、前年産より減少した、水稻^{*1}の面積を上限としたうえで園芸作物等の拡大面積に応じて加算 (新たに賃借した水田での作付の場合は特例措置を適用)

対象作物：かんしょ、レタス、ねぎ、トマト、はくさい、れんこん、キャベツ、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン、子実用とうもろこし、地域特認作物^{*2}

※1 主食用米、新規需要米 (飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米、WCS用稲)、加工用米の合計面積
※2 地域特認作物は地域協議会からの要望をもとに設定します。

新規

米粉用米の複数年契約の取組への支援

3年以上の複数年契約の販売契約を実需者等と締結した取組に対して支援

交付単価 **3,000円以内/10a**

戦略作物助成 (国設定分)

令和6年度以降における飼料用米助成 (戦略作物助成) の見直し

令和5年度は従来どおりですが、それ以降助成単価が以下のとおり変更となります。

- ・ **多収品種** (国指定品種及び茨城県知事特認品種) ⇒ **助成単価の変更なし**
- ・ **一般品種**

令和6年度～8年度にかけて標準単価を毎年 **5,000円/10a** ずつ段階的に引き下げます。

令和8年度は標準単価 **65,000円/10a** (収量に応じ **55,000円～75,000円**) となります。

産地交付金 (国設定分) → 廃止

飼料用米・米粉用米の複数年契約の取組への支援 6,000円/10a は廃止となりました。

令和5年度 水田活用の直接支払交付金（国・県）

対象作物	助成内容／対象の取組	交付単価（10aあたり）
飼料用米、米粉用米	戦略作物助成(国)／収量に応じて	55,000円～105,000円 ※
	産地交付金(県)／複数年契約 ※米粉用米の令和6年度以降の加算措置については未定	米粉用米 3,000円 以内
	産地交付金(県)／生産性向上等の取組	生産性向上等の取組 2つ以上 5,000円 以内 1つの場合 2,000円 以内
加工用米	戦略作物助成(国)／作付け	20,000円 ※
	産地交付金(県)／複数年契約 ※令和6年度以降の加算措置については未定	6,000円 以内
輸出用米	産地交付金(国)／作付け	20,000円 ※
	産地交付金(国)／複数年契約 ※令和6年度以降の加算措置については未定	10,000円 ※初年度のみ
	産地交付金(県)／生産性向上等の取組	生産性向上等の取組 2つ以上 5,000円 以内 1つの場合 2,000円 以内
WCS用稲	戦略作物助成(国)／作付け	80,000円
	産地交付金(県)／生産性向上等の取組	生産性向上等の取組 2つ以上 5,000円 以内 1つの場合 2,000円 以内
麦、大豆、飼料作物	戦略作物助成(国)／作付け	35,000円 ※
そば、なたね、地力増進作物	産地交付金(国)／作付け	20,000円

※ コメ新市場開拓等促進事業・畑作物産地形成促進事業の採択分の面積は、戦略作物助成（加工用米：2万円／10a、米粉用米：5.5～10.5万円／10a、麦・大豆・飼料作物：3.5万円／10a）、産地交付金（国）（輸出用米：2万円／10a）の支援の対象外となります。上記の他、市町村によっては、独自の助成が加算されます（産地交付金（地域設定）など）。

畑地化促進助成（国）※1

助成内容	対象面積	交付単価（10aあたり）
畑地化支援	畑地化に取り組み、交付対象水田から除外する面積で、おおむね団地化されていることが要件	高収益作物： 175,000円 畑作物（高収益作物以外）： 140,000円 （令和5年までの時限措置）
定着促進支援※2	高収益作物等の新たな導入面積 ※畑地化支援に取り組むことが要件	高収益作物※3 20,000円 または 30,000円 ×5年間 ※加工・業務用野菜等の場合30,000円 畑作物（高収益作物以外）※4 20,000円 ×5年間
子実用とうもろこし支援※5	子実用とうもろこしの作付面積	10,000円

- ※1 農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択されます。
- ※2 令和4年度または5年度において、新たに畑地化した面積全体が対象となります。
- ※3 高収益作物：野菜、花き・花木、果樹のほか、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高いと認められた作物
- ※4 畑作物：麦、大豆、飼料作物、そば、なたね、子実用とうもろこしなど
- ※5 県や地域の水田農業高収益化推進計画に位置付けられることが必要ですので、お住まいの市町村の地域農業再生協議会にご相談ください。

茨城県農業再生協議会

茨城県農業協同組合中央会 県営農支援センター TEL：029-232-2115

茨城県農林水産部 産地振興課 TEL：029-301-3921

県農業再生協議会のホームページでは水田農業経営に関する各種情報を掲載しております。

茨城県農業再生協議会

